

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年頃、A 村役場において、老齢年金の受給要件を満たせないと言われ、どうしたら良いかと相談をしたところ、特例にて年金を遡って納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料を納付した。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金の記録については、第 3 回特例納付により、申立期間の保険料を納付したものと推認できることなどから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成 23 年 7 月 20 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月から 50 年 4 月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったことが確認されている。

当該事情を含めて総合的に判断しても、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月から 50 年 4 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であるため国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであるから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 熊本厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月19日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びA社が提出した夏季手当支払明細書から、申立人は当該期間において、賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、夏季手当支払明細書から確認できる保険料控除額及び賞与額から56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成18年6月19日に係る賞与の届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成 2 年 3 月まで  
私の母が、平成 8 年 9 月の追納の際、一緒に過去の未納保険料をまとめて納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成 8 年に申請免除（平成 2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間）の追納保険料と一緒に過去の国民年金保険料の未納分をまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、同年 9 月 25 日に申請免除の追納を行っていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間は学生未加入期間であり、平成 3 年 3 月以前については、遡って加入することができない上、8 年 9 月は特例納付制度が無く、制度上、遡って国民年金保険料を納付することは困難である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで  
昭和51年6月の結婚時、市役所職員の友人から妻に国民年金保険料が納付されていないと言われたのでまとめて納付した。かなりの金額だった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を市役所職員にまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和52年1月に払い出されていることが確認できることから、当該時点では、申立期間の保険料は過年度となり、制度上、市役所に納付することはできない。

また、申立人の妻は、職場に個人的に来ていた市役所職員に婚姻届及び国民年金保険料を預けたとしているが、その職員の勤務課所及び名前等を覚えていない上に、保険料を預けた時期及び保険料額を覚えていないことから納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 7 月 26 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の給与の額は 50 万円に変更は無かったのに、年金記録の標準報酬月額は 36 万円になっており、相違があるので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の社会保険関係の書類は保管しておらず、当時の事務担当者も在籍していないため、保険料の控除額については不明である。」旨回答している上、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、オンライン記録により、申立人のA社における平成 6 年 4 月 1 日の標準報酬月額に係る記録は、同年 6 月 29 日に 50 万円から 36 万円に訂正されている上、事業所が加入するB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録も、オンライン記録と同額であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立人名義の銀行の通帳記録からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことがうかがえる記録は確認できない。

加えて、申立人と同時期にA社に勤務していた複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額についても、申立人と同様に下がっていることが確認できるものの、当該同僚に聴取しても、当該期間の厚生年金保険料の控除額については確認できない。

このほか、申立てに係る保険料控除の事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月3日から21年4月1日まで  
② 昭和22年7月31日から23年1月1日まで  
③ 昭和23年8月14日から同年9月1日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）C支店に、申立期間②はD会E支部に、申立期間③はF会G支所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和20年12月3日付けでA社から辞令書を交付されていることから、申立人の申立期間①における勤務の実態を推認できる。

しかしながら、B社は、当時の人事記録、給与台帳等の関連資料が無く、「申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険への加入状況や、当時、A社C支店が従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたかどうかについては不明である。」と回答している。

また、申立人の複数の同僚は、戦後間もなくの時期の従業員の採用について、「ある期日にまとめて採用されることは無く、随時に採用されていた。」と供述しているところ、A社C支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格を昭和21年4月1日に取得している同僚を14人確認できる。

さらに、同名簿では、厚生年金保険被保険者資格を昭和20年12月1日に取得している同僚を3人、21年6月1日に取得している同僚を10人確認でき、A社C支店は、厚生年金保険への加入手続について、当時、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させず、一定期間に採用した者を特定日にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は昭和22年7月31日付けでD会から辞令書を

交付されていることから、申立人の申立期間②における勤務の実態を推認できる。

しかしながら、D会E支部は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元理事の所在は不明である上、H会など当該事業所と関連するとみられる機関に照会しても、「当時の人事記録、給与台帳等の関連資料が無く、申立人の勤務及び申立期間における厚生年金保険への加入状況は不明である。」と回答している。

また、D会E支部の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された申立人の同僚は死亡又は所在不明であり、当時の事情を照会することはできない。

さらに、当時の厚生年金保険被保険者証には、申立人の資格取得年月日は昭和23年1月1日と記載されているところ、当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は確認できない。

申立期間③について、申立人は昭和23年8月14日付けでF会から辞令書を交付されており、また、H会から提出されたF会の辞令原簿に、申立人に対し同日付けでF会G支所への転員を命じる旨の記載を確認できることから、申立人の申立期間③における勤務の実態を推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、F会G支所は、昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、F会の辞令原簿において、申立人と同様に、昭和23年8月14日付けでF会G支所に転員となった同僚4人は、D会E支部の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びF会G支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、D会E支部の厚生年金保険被保険者資格を同年8月1日に喪失し、F会G支所の厚生年金保険被保険者資格を同年9月1日に取得していることが確認できる。

さらに、F会G支所は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、H会など当該事業所と関連するとみられる機関に照会しても、当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は確認できない。

加えて、F会G支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の同僚は死亡又は所在不明であり、当時の事情を照会することはできない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 27 日から 49 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 5 日から 49 年 4 月 30 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に昭和 47 年 4 月 5 日から 49 年 4 月 30 日まで継続して勤務していたと申し立てているが、申立人の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、当該事業所を 48 年 8 月 26 日に離職し、49 年 1 月 7 日に再度、被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該事業所が保管している資料（労働保険年度更新申告書に係る賃金総額の集計資料）によれば、事業主は申立人に対し、48 年 9 月分から同年 12 月分までの給与を支払っていないことが確認できる。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当時の同僚からも申立人の勤務実態及び保険料控除について申立事項を確認できる積極的な供述は得られない。

このほか、申立期間について、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月頃から 35 年 1 月頃まで  
② 昭和 35 年 2 月頃から 37 年 5 月頃まで  
③ 昭和 40 年 7 月頃から 41 年 1 月頃まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、A社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できず、同社が建っていた土地及び建物の所有者は、「当時、A社という名称の事業所があったが、事業主は既に死亡しており、当時のことは全く分からない。」と供述している上、申立人が挙げた複数の同僚は所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除の状況についての資料及び証言が得られない。

申立期間②について、B社で勤務した複数の従業員は、申立人が申立期間頃に同社の工場内で勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人はD氏の紹介により、当該工場での勤務を始めたところ、B社で勤務する複数の従業員は、「B社の工場には、同社直雇の従業員以外に請負事業者に雇用される作業員がいた。当時、D氏は請負事業者であり、同氏は下請として働かせる作業員を工場へ連れて来ていた。」と証言しており、申立人は同社の社員ではなく下請の作業員として勤務していたことがうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票（以下「被保険者名簿等」という。）から、申立期間に前述のD氏及び申立人が名前を挙げた同じ作業場の複数の同僚に係る被保険者記録を確認することができず、そのうちの同僚1人は、「当時はD氏の下請の作業員として勤務していたため、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人及び複数の従業員に、当時のB社で勤務していた人数を照会したところ、250人から300人までの範囲内の回答が多かったものの、被保険者名簿等から確認できる同社の被保険者数は100人前後で推移していることから、申立期間当時、同社の被保険者として厚生年金保険に加入せずに勤務していた作業員がいたことが確認できる。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録により、昭和44年11月1日からであることから、申立期間③は適用事業所でないことが確認できる上、申立期間③の直後から勤務したと供述する従業員は、「当時、私はC社で厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、C社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡し、役員であった事業主の妻は病气療養中のため当時の状況を確認できず、さらに会社の関係資料も処分されているため、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年8月1日まで

A社（現在は、B社）C支社に勤務していた際、昭和57年3月に交通事故で約6か月間入院していたが、その間も入院前と同額の給与をもらっていたにもかかわらず、申立期間について、年金記録の標準報酬月額は下がっているため、正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月に交通事故で約6か月間入院していた際も入院前と同額の給与をもらっていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管していない上、B社は、申立人に係る当時の資料は残っておらず、申立人の標準報酬月額の推移は不明であると回答しているため、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できない。

また、B社の回答では、申立人が昭和57年3月23日から約6か月間、交通事故による入院で休務していたのであれば、その間は療養休暇となり、基準内給与以外の手当（通勤手当、査定給等）は支給されていなかったはずであり、入院前と比べて給与は減額されていたと考えられるとしている。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 23 日から 39 年 10 月 1 日まで  
昭和 29 年 1 月に会社を設立した当時の従業員は役員を含め 10 人程度で、設立時から厚生年金保険に加入し、保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、A社は、昭和 29 年 1 月 23 日に設立されたことが確認できることや、同僚の証言等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所払出簿により、同社が適用事業所となったのは 39 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料を保管していないため、申立内容を確認することができず、同社の同僚からも厚生年金保険の適用時期及び保険料控除に関する明確な証言は得られない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同社に勤務していたと主張する複数の同僚は、勤務開始当初は厚生年金保険の被保険者ではなかったと証言している。

加えて、申立人は、昭和 36 年 4 月から、A社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 39 年 9 月までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 23 日から 39 年 10 月 1 日まで  
昭和 29 年 1 月に会社を設立した当時、従業員は役員を含め 10 人程度で、設立時から厚生年金保険に加入し、保険料を納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、A社は、昭和 29 年 1 月 23 日に設立されたことが確認できることや、同僚の証言等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所払出簿により、同社が適用事業所となったのは 39 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料を保管していないため、申立内容を確認することができず、同社の同僚からも厚生年金保険の適用時期及び保険料控除に関する明確な証言は得られない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同社に勤務していたと主張する複数の同僚は、勤務開始当初は厚生年金保険の被保険者ではなかったと証言している。

加えて、申立人は、昭和 36 年 4 月から、A社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 39 年 9 月までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。